

## 在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センターの設置について

2020年4月1日に、町田市における在宅医療・介護連携推進事業の促進を図るため、新たに「在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター」（以下「機能強化型センター」という。）を設置します。

### 1 背景

「在宅医療・介護連携推進事業」とは、介護保険法第115条の45第2項第4号に定める事業で、在宅で療養する高齢者に医療サービスと介護サービスを一体的に提供できるよう、地域における医療と介護の連携体制を構築するものである。

市では、町田市医師会と連携して、市内の医療・介護事業者の代表で構成する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を2014年に発足し、研修会や市民啓発、連携に必要なツールの検討など、高齢者の在宅療養を支えるためのプロジェクトを進めている。

一方、市内12か所に設置する高齢者支援センター（以下、「地域型センター」という。）では、日々高齢者の相談に対応し、地域の医療・介護事業者と連携して支援を行っている。また、事業者同士の顔の見える関係づくり、地域課題の検討を目的とした地域ケア会議を開催している。

高齢化に伴い、今後在宅で療養する方の数がさらに増加することが想定される中、より効果的な連携体制を構築することが必要である。

### 2 機能強化型センターの概要

#### (1) 設置の目的

機能強化型センターは、市内に事業所がある医療法人による運営とし、主に医療の観点から、地域型センターが実施する在宅医療・介護連携推進事業を後方支援することにより、その質の向上を図り、地域での課題解決を効果的に行う。

また、市内全域の在宅医療・介護連携に係る情報を機能強化型センターに集約し、課題を整理することで、「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」に繋げるなど、地域からのボトムアップによる政策形成の仕組みを構築する。

#### (2) 役割

(1)に掲げる目的を達成するため、町田市医師会等関係機関と連携し、主に次の業務を行う。

##### ①地域型センターの後方支援

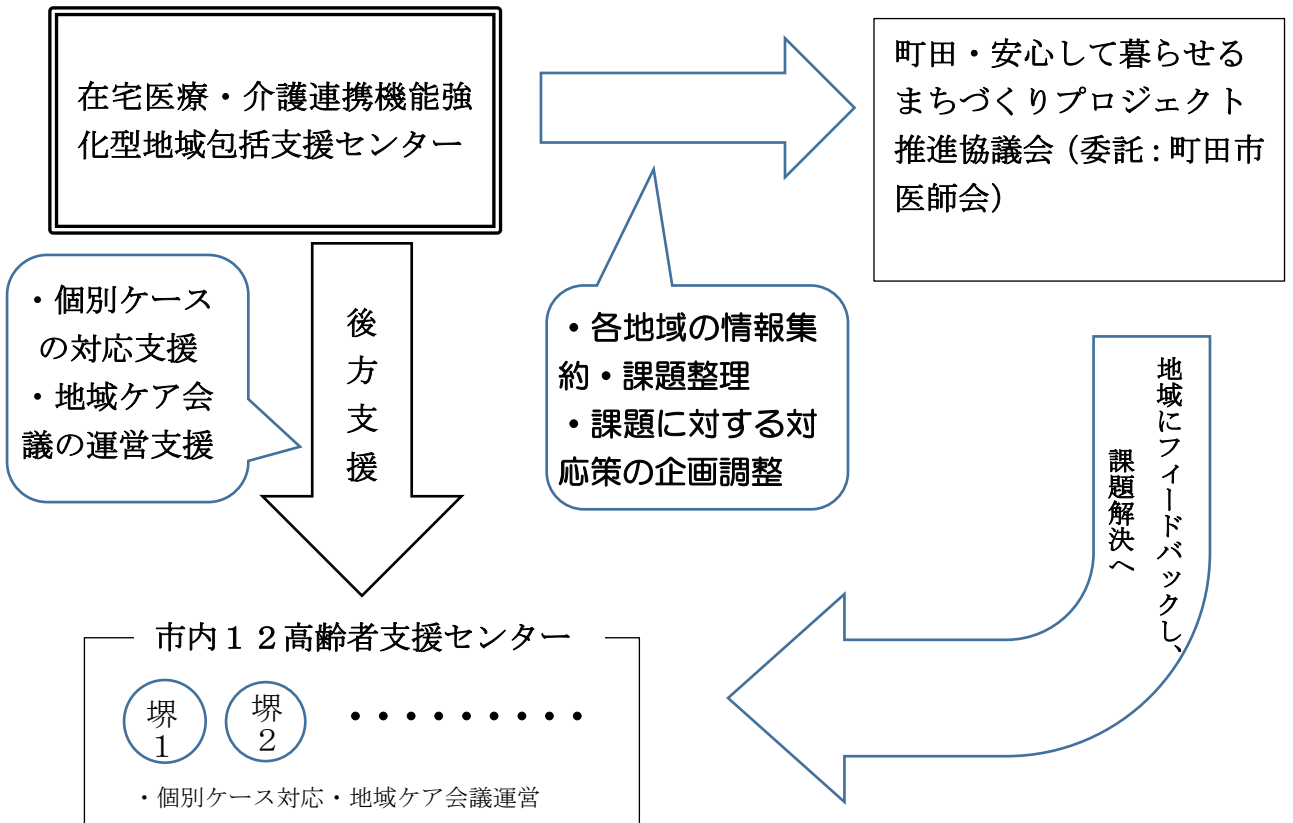
- ア) 在宅医療・介護連携をテーマとした地域ケア会議の運営支援
- イ) 地域の医療従事者との連携体制の構築支援
- ウ) 医療依存度が高い高齢者の対応支援
- エ) 在宅医療・介護連携に係る勉強会の実施

②市全域の在宅医療・介護連携推進事業の促進

- ア) 医療介護に係る専門職からの相談対応・支援
- イ) 市内全域における在宅医療・介護連携に係る情報の集約及び課題の整理
- ウ) 上記課題に対する対応策の調査、研究及び企画調整
- エ) 市民、医療介護事業者に対する啓発活動

③その他、在宅医療・介護連携の推進に必要な業務

〈イメージ図〉



(3) 担当区域

市内全域（特定の担当区域を持たない）

(4) 運営事業者

市内に事業所がある医療法人を対象として公募によるプロポーザルを実施し、選定する。